

2017 年 4 月 27 日、佐々木浩さんから「中小法人に対する課税の課題—事業体課税と中小政策税制の視点を含めて—」と題する講演をいただきました。資料は別添です。

説明の概要は、Ⅰ 中小法人に対する課税の課題、Ⅱ 法人税と個人所得税の統合、Ⅲ 事業体課税、Ⅳ 中小企業に対する政策税制です。

とりわけ議論となったのは、事業体の定義で、デラウェア LPS 事件（最二小判平成 27 年 7 月 17 日民集 69 卷 5 号 1253 頁）が判示した「法人」該当性の判断、つまり①第一基準（組織体に係る設立根拠法令の規定の文言や法制の仕組みから、当該組織体が当該外国の法令において日本法上の法人に相当する法的地位を付与されていること又は付与されていないことが疑義のない程度に明白であるか否か）と②第二基準（第一基準ができない場合に、組織体が権利義務の帰属主体であると認められるか否かを検討して判断すべきものであり、具体的には、当該組織体の設立根拠法令の規定の内容や趣旨等から、当該組織体が自ら法律行為の当事者となることができ、かつ、その法律効果が当該組織体に帰属すると認められるか否か、についていろいろな意見が寄せられました。

さらにそれに対する国税庁 HP で公表された見解（2017 年 2 月 9 日）、「米国 LPS について、米国連邦税法上法人課税を選択していない限り、米国 LPS に対して、又はそれを通じて支払われる所得は、当該 LPS からの分配如何に関わらず、発生時ベースで、日本居住者パートナーが取得し、課税関係法令が適用されるものと取り扱われ、また、当該日本パートナーが受け取る所得の種類及び源泉は、当該 LPS が得た源泉から直接得たものとして取り扱われる。従って、日米条約の条約特典を得る資格を有する。」についても議論が行われました。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。